

## 第 30 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月23日（金）午後1時30分から午後2時4分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（11人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	前谷 篤	2番	角丸 章	
	3番	猿渡 万里子	4番	大原 睦生	
	5番	片桐 幸示	7番	渡部 延三	
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏	
	10番	高橋 宏吉	12番	菊地 匡	

4. 欠席委員（2人） 6番 渡邊 勝郎 11番 谷口 秀夫

5. 議事日程

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	本間 龍太

## 7. 会議の概要

事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第30回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

初めに、本日の欠席者を報告します。

渡邊勝郎委員と谷口秀夫委員が体調を理由に欠席しております。

次に、本日の議事録署名委員は、9番の竹田安宏委員と10番の高橋宏吉委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず1番から4番まで、事務局より説明願います。

事務局 では、1番から4番までご説明いたします。

この4件はいずれも今年12月で賃貸借の期間が終了するため再契約する案件でございます。

まず1番、計画番号は令和4年度貸第7号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼東地区農用地利用改善組合、組合長、浦隆男さん、出し手・貸主は、  
[REDACTED]、受け手・借主は

[REDACTED]、農地の所在等は西豊沼110番1の内、地目は公簿が田で現況が畑、面積1,732㎡、以下、記載のとおり計5筆、35,162㎡、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額457,100円、これは地積に単価13,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間、法律関係は賃貸借、図面は第1号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙1の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に2番です。計画番号は令和4年度貸第8号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の高橋宏吉さん、出し手・貸主は、  
[REDACTED]、受け手・借主は

[REDACTED]、農地の所在等は富平333番1の内、地目は公簿が畑で現況が田、面積4,174㎡、以下、記載のとおり計12筆、20,357㎡、対価は推進員による調整・話し合いにより年額264,000円、これは地積に単価13,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込む、期間は令和5年1月1日から12月31日までの1年、法律関係は賃貸借、図面は第2号図、要件確認は別紙2のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に3番、計画番号は令和4年度貸第9号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の前谷篤さん、出し手・貸主は、  
[REDACTED]、受け手・借主は

[REDACTED]、農地の所在等は北光257番1の内、地目は公簿が畑で現況が田、面積11,438㎡、以下、記載のとおり計6筆、49,968㎡、対価は推進員が調整のもと双方との話し合いにより年額642,600円、これは水張面積に単価14,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込む、期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年、法律関係は賃貸借、図面は第3号図、要件確認は別紙3のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に4番、計画番号は令和4年度貸第10号、公告予定年月日は本日、申出

者は農地流動化推進員の渡邊勝郎さん、出し手・貸主は、  
、受け手・借主は、  
、農地の所在等は空知太 82 番 2 の内、地目は公簿が田  
で現況が畑、面積 2,000 m<sup>2</sup> の 1 筆、対価は推進員が調整のもと双方の話し合い  
により年額 30,000 円、これは地積に単価 15,000 円を乗じた額、支払期限等は  
11 月末までに指定口座に振り込む、期間は令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31  
日までの 1 年、法律関係は賃貸借、図面は第 4 号図、要件確認は別紙 4 のとおり  
全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

先程申しあげましたとおり、以上の 4 件は全て再契約の案件です。

以上、1 番から 4 番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第 1 号の 1 番から 4 番まで説明がありました、ご質問・ご意見  
等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 1 号の 5 番から 8 番まで事務局より説明願ひます。

事務局

では、ご説明いたします。

まず 5 番、計画番号は令和 4 年度使第 3 号、公告予定年月日は本日、申出者  
は農地流動化推進員の猿渡万里子さん、出し手・貸主は、  
、受け

手・借主は、  
、農地の所在等は焼山 178 番 3 の  
内、地目は公簿・現況とも畑、面積 17,851 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 2 筆、  
18,512 m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日ま  
での 3 年間、法律関係は使用貸借、図面は第 5 号図、要件確認は別紙 5 のとお  
り全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に 6 番、計画番号は令和 4 年度使第 4 号、公告予定年月日は本日、申出者  
は 5 番と同じく猿渡万里子さん、出し手・貸主は、  
、受け手・借主は 5 番と同じ

、農地の所  
在等は焼山 177 番、地目は公簿が宅地で現況が畑、面積 495.86 m<sup>2</sup>、以下、記  
載のとおり計 6 筆、41,003.86 m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は令和 5 年 1 月 1 日から  
12 月 31 日までの 1 年、法律関係は使用貸借、図面は第 5 号図、要件確認は別  
紙 6 のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に 7 番、計画番号は令和 4 年度使第 5 号、公告予定年月日は本日、申出者  
は前 2 件と同じく猿渡万里子さん、出し手・貸主は

、受け手・借主は前 2 件と同じ  
、農地の所  
在等は焼山 174 番 2 の内、地目は公簿・現況とも畑、面積 5,554 m<sup>2</sup>、以下、記  
載のとおり計 2 筆、6,297 m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は令和 5 年 1 月 1 日から 12  
月 31 日までの 1 年、法律関係は使用貸借、図面は第 5 号図、要件確認は別紙  
7 のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上の 5 番・6 番・7 番の 3 件は、本年 12 月末まで  
に使用貸借されていますが、ご存じのとおり  
が来年以降は借りない  
ことから、推進員が地域で調整したところ、  
の構成員でこの 3 件の  
作業を担っていた  
に使用貸借されることになったものです。

もう 1 件、8 番です。計画番号は令和 4 年度使第 11 号、公告予定年月日は  
本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さん、出し手・貸主は、  
、受け手・借主は前の 3 件と同

じく [REDACTED]、農地の所在等は焼山 261 番、地目は公簿が宅地で現況が畑、面積 495.86 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 5 筆、35,000.86 m<sup>2</sup>、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額 70,000 円、これは地積に単価 2,000 円を乗じた額、支払期限等は 11 月末までに指定口座に振り込む、期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年、法律関係は賃貸借、図面は第 5 号図、要件確認は別紙 8 のとおり全ての要件を満たしているため決定できる案件で、こちらは再契約の案件です。

以上、5 番から 8 番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第 1 号の 5 番から 8 番までの説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 1 号の 9 番と 10 番を事務局より説明願ひます。

事務局

では、まず 9 番です。計画番号は令和 4 年度使第 6 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在等は東豊沼 247 番 1 の内、地目は公簿が畑で現況が田、面積 3,464 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 5 筆、22,592 m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年、法律関係は使用貸借、図面は第 6 号図、要件確認は別紙 9 のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に 10 番、計画番号は令和 4 年度使第 7 号、公告予定年月日は本日、申出者は 11 番と同じく片桐幸示さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は 9 番と同じ [REDACTED]、農地の所在等は東豊沼 240 番、地目は公簿が畑で現況が田、面積 7,104 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計

5 筆、28,069 m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年、法律関係は使用貸借、図面は第 6 号図、要件確認は別紙 10 のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この両案件は、令和 3 年・昨年末まで [REDACTED] に賃貸借されていた農地ですが、その後は新たな受け手が見つからない状況となっていました。このため、今年 [REDACTED] とも、自己保全管理として田畑を起こす作業を [REDACTED] に委託していた訳ですが、来年以降は使用貸借することになったものです。期間を 1 年としたのは、買い手が見つかった場合にすぐに対応できるようにするため、とのことで、見つからなかった場合は、毎年、使用貸借を更新していく予定です。

以上、9 番・10 番の説明とします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第 1 号の 9 番と 10 番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 1 号の 11 番と 12 番を事務局より説明願ひます。

事務局

では、まず 11 番です。計画番号は令和 4 年度使第 8 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

、受け手・借主は、農地の所在等は吉野2条北1丁目116番、地目は公簿・現況とも田、面積9,038㎡、以下、記載のとおり計2筆、10,087㎡、対価は無償、期間は令和5年1月1日から12月31日までの1年、法律関係は使用貸借、図面は第7号図、要件確認は別紙11のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この案件の経過ですが、今年12月末まではに賃貸借されていますが、兼ねてよりから関尾会長に農地を売りたいとの相談がありまして、地域で調整した結果、に売買されることになりました。しかし売買の前に、農地と宅地を分けるための分筆登記が必要な状況にありますので、まずは1年間使用貸借して、その間に測量・分筆を行うことにしたものです。

最後に12番です。計画番号は令和4年度所第3号、公告予定年月日は本日、本件は農地保有合理化事業によるものです。出し手・譲渡人は、受け手・譲受人は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原輝和さん、農地の所在は、東4条南22丁目319番、地目は公簿・現況とも田、面積32,494㎡、以下、記載のとおり計8筆、100,265㎡、対価は25,000,000円、これは、地積に、田は単価252,000円、畑は71,000円を乗じたもの、対価の支払いは2月14日までに指定口座に振り込む、所有権の移転と引渡しの時期は対価の支払い日、法律関係は売買、図面は第8号図のとおり、要件の確認は別紙12のとおり、公社が農地を買い入れる場合は、一般的な農業者の場合とは異なり、多くの要件を満たす必要がなくなりますのでご確認いただければと思います。

この案件に関しては、先月の定例総会で、「買入協議」と言いまして、の農地を北海道農業公社に買い入れてもらうよう協議する、と決定していました。その後、協議が成立しまして、本日、このように売買の提案に至っております。

今後の予定としては、この議案が決定されますと、登記の手続きなどを行いまして、2月の定例総会では、今度は公社から受け手であるに、5年間、賃貸借する農用地利用集積計画が申し出される予定です。

以上、11番と12番の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

会長 只今、議案第1号の11番と12番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して皆様から何かございませんか。

<渡部委員挙手>

会長 はい、渡部委員。

渡部委員 前回の定例総会で砂川市の基本構想の話がありましたよね。あれを農協の理事会で話し合った時に、奈井江の理事から「基盤整備について記載がない。砂川市は基盤整備をやる気がないのか」という質問があったの。それで、次の理事会が1月20日なんですけど、それまでに回答をいただきたいのですが。

事務局 分かりました。市の農政課から、渡部委員へ文書で回答するという形でよろしいでしょうか。

渡部委員 いいです。よろしくお願ひします。

会長 よろしいですか。

渡部委員 はい。

会長 では、他にご発言ありませんか。

<事務局挙手>

事務局 では、事務局からお願いします。

事務局 先月の定例総会で、大原委員からのご質問にお答えできていなかったものがありますので、回答させていただきます。

が解散するという課題に関わって、が耕作している農地のうち、農地所有者が高齢や遠くに住んでいるなどで本人が耕作できない人は、何人位いて、面積はどれくらいかということでした。

まず、今年、が関わっている農地全体の人数や面積ですが、が所有している農地、借りている農地、作業受託で関わっている農地、全て合わせると今年は65人分で約189haになります。このうち、農地所有者が自ら営農している方、例えば経営のメインは水稻ですが一部を作業委託でにそばを作ってもらっているような方、すなわちが解散しても自らの経営の中で何らかの対応ができるであろう方が、概ね25人・100ha程度です。そうしますと、残りの方々が、自ら耕作することは難しいと思われる方々で、ご質問の答えになりますが、約40人、約90ha前後ということになります。数字が大雑把なのは、自らの経営の中で実際に対応できるか分からない場合がありますので、おおよその数字ということでご理解をお願いいたします。以上です。

会長 只今、先月の大原委員のご質問に対する回答がありましたが、よろしいですか。

大原委員 はい。

会長 では、続いて、「その他」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 令和4年度市町村農業委員会活動強化研修会（事務局）
  - ・日 時 1月31日（火）
  - ・形 式 オンライン
  - ・出席者予定者 Zoomの参加はパソコン200台が上限であり、1農業委員会にパソコン1台のみであるため、出席委員は市役所の一室で視聴していただきます。出席を希望する委員は事務局にお知らせください。
3. 農委だより（令和5年新春号）の配布（事務局）
  - ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
  - ・配布期限 1月20日（金）
  - ・その他 「4. アンケート調査の実施」と併せて配布
4. アンケート調査の実施（事務局）
  - ・アンケート (1) 農地流動化、人・農地プランのアンケート調査
  - ・場 所 (2) 有害鳥獣による農作物被害の調査  
(3) アライグマ捕獲用わなに関するアンケート
  - ・実施方法 各位が担当地区の農業者に配布・回収

- ・提出期限 2月中旬
- ・その他 農業委員会だよりの配布と併せて実施

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、12月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))

6. 協議会報告（協議会長）

会長  
全員  
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。  
なし。  
特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。  
次回の総会は1月25日、水曜日の午後1時半からです。よろしくお願いいたします。  
それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。  
<会長挨拶>  
以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員